

# 登園停止の病気について

## A 医師が記入した「登園許可証」が必要な感染症

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から出現後の 4 日後迄	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症 24 時間前から後 3 日間が多く 通常 7 日以内に減る	発熱後 5 日間及び解熱後 2 日を経過してから (発症日・解熱日は 0 日と数えます)
風 疹	発疹出現の数日前から 5 日間位	発疹が消失してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 2 日前から耳下腺腫脹 後 5 日	耳下腺の腫脹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現後 2 日前から痂皮 形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱） ※原因ウイルス・・・アデノウイルス	発熱、充血など症状が出現 した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、眼脂など症状が出現 した数日間	感染力が非常に強い為結膜炎の症状が消失してか ら
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3 週間を経過する まで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗 菌薬を決められた期間服用すること。7 日間服用後 は医師の指示に従う
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 など)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、 48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれ も菌陰性が確認されたもの。

厚生労働省保育課発表「保育園における感染症対策ガイドライン」参照

登園停止の病気には、高熱や発疹など子どもにとって辛い症状のものが多くあります。又、重篤な症状をおこすものもあるので「人にうつるから」だけでなく、子どもの身体の為にも十分休ませてあげましょう。

## B 医師の診断を受け、保護者が記入する「治療済報告書」が必要な感染症

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園入園児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、治療済報告書の提出をお願いすることになりました。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後 1～2 日間	抗菌薬内服後 24 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症 した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現まえの 1 週間	全身状態がよいこと
感染性胃腸炎 ※原因ウイルス・・・ノロ、ロタ、 アデノウイルスなど	症状のある間と、症状消失後 1 週 間（量は減少していくが数週間菌 を排出しているのに注意が必要）	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食 事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 カ月 程度ウィルスを排出しているの で注意が必要）	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
RS ウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している間	水痘と同様
突発性発疹		解熱し期限がよく全身状態が良いこと
とびひ	湿潤な発疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部分が覆える 程度のものであること
水いぼ		掻きこわし傷から滲出液が出ているとき は被覆すること
頭じらみ症	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること

厚生労働省保育課発表「保育園における感染症対策ガイドライン」参照

※その他にも、原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状があるときも医師の診断が必要です。また、発熱したときは、前日に 38 度以上の熱が無いことが登園の目安になります。

※別紙で登園許可証と治療済報告書を配布します。よろしく願い致します。

薬山保育園